

## 男鹿市条例第2号

### 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年男鹿市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第3条関係） 教育職給料表 (略)	別表第3（第3条関係） 教育職給料表 (略)
備考 1 この表は、割愛により教育委員会に採用された職員に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に <u>11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。	備考 1 この表は、割愛により教育委員会に採用された職員に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7,500円</u> をそれぞれ加算した額とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の男鹿市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の男鹿市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。